

鹿角市テレワーカー活躍促進事業業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

鹿角市テレワーカー活躍促進事業は、女性や若者の多様な働き方による就労選択肢の拡大、キャリアアップのスキル向上等を支援するため、テレワークの普及や学び直しの機会の提供により再就職、起業・創業を促進し、女性や若者が活躍する社会の構築をとおして地域経済を活性化させることを目的としており、この要領は、本業務委託の実施について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、価格のみの競争では業務の目的を達成できないため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等の内容を総合的に審査及び評価し、契約の相手方となるべき者の候補者として最も適した者を特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

【1】 業務の名称

鹿角市テレワーカー活躍促進事業業務委託

【2】 業務の内容

別紙「鹿角市テレワーカー活躍促進事業業務委託基本仕様書」のとおり

【3】 業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日（金曜日）までとする。

【4】 委託費の上限

2,347,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

【1】 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 法人であること。
- ② 鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成22年訓令第73号）に規定する物品調達及び役務提供等の入札参加資格者名簿に登録されていること。または、入札参加資格者名簿に登録がない場合は、商工振興課が求める関係資料を提出することに

より登録とみなすものとする。

- ③ 鹿角市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく再生手続き開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始又は申立てがなされた者及びこれらの手続き中である者でないこと。

【2】 参加申込み

（1）参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申し込みをすること。

① 提出書類

- ア) 参加申込書（様式第 1 号） 1 部
- イ) 参加資格に関する宣誓書（様式第 2 号） 1 部

② 提出期限

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午後 5 時 15 分まで

③ 提出方法

鹿角市役所産業部商工振興課へ持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は②の提出期限までに必着とする。

（2）参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加申込書を提出した者に対し、令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）までに書面により通知する。

【3】 質問の受付、回答

本プロポーザルに関する質問は、次により提出すること。

① 提出方法

質問書（様式第 3 号）により、電子メール等で提出すること。

② 提出期限

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午後 5 時 15 分まで

③ 回答方法

参加資格を確認したすべての者に対し、質問事項及びその回答を令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）午後 5 時 15 分までに電子メールにより回答する。

【4】 企画提案書類の提出

企画提案書等は、別紙「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき記載し提出すること。

① 提出書類

ア) 企画提案書（任意様式） 書面5部、電子データ

イ) 見積書 5部

見積書には、仕様書の項目ごとの内訳を記載すること。

② 提出期限

令和8年6月12日（金曜日）午後5時15分まで

③ 提出方法

鹿角市役所産業部商工振興課へ持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は②の提出期限までに必着とする。

【5】 企画提案書類の審査

(1) 審査方法

本プロポーザルにおける企画提案は、書類審査及び対面審査により審査し、最良の提案をした者を選定する。

(2) 対面審査

対面審査の実施日及び場所は、令和8年6月22日（月曜日）に鹿角市役所会議室で行うこととし、詳細については、令和8年6月15日（月曜日）までにメールで通知する。

(3) 審査委員

本プロポーザルにおける審査及び契約予定者の選定は、鹿角市商工振興課長及び商工振興課員が行うこととする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、選定後、速やかに提案者に通知する。なお、審査経緯及びその内容に関する問い合わせには応じないものとする。

(5) 審査項目及び配点

| 審査基準 | | 審査項目 | 配点 |
|------|---------|--|-----|
| 1 | 業務内容の理解 | 業務内容を理解したうえでの提案であるか | 10 |
| 2 | 提案内容の精度 | 普及啓発セミナーの内容が市民に対し興味・関心を惹きつけるものとなっているか | 20 |
| | | 研修の内容がわかりやすく効果的なものとなっているか | 20 |
| | | 就業機会の提供が適切に行われるものとなっているか | 10 |
| | | 事業の広報が効果的に発揮されるものとなっているか | 10 |
| | | 他に優れ、特に評価すべき内容があり、事業全体の構成が期待できる内容か | 10 |
| 3 | 業務遂行能力 | 十分な業務実績があり、提案内容を確実に実行できる組織体制であるか 実行可能な企画提案となっているか | 10 |
| 4 | 見積書 | 見積額は適正に算定されていて妥当か | 10 |
| 計 | | | 100 |

| 評価結果 | 非常に優れている | 優れている | 平均的 | 物足りない | 全く満足できない | 採用できない |
|------|----------|-------|-----|-------|----------|--------|
| 評価割合 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0.2 | 0.0 |

※審査項目ごとに定めた配点に、評価割合を乗じた数を評点とする。

4 契約手続

本プロポーザルは、最良の提案をした者を選定するものであるため、仕様の内容は提案された内容を基本とし、選定者と鹿角市が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、鹿角市財務規則等関係法令の規定に基づき、契約手続を行う。

5 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は、これを返却しない。また、鹿角市情報公開条例（平成9年鹿角市条例第27号）に基づく情報公開請求の対象となり、本条例の定めによる不開示情報を除いて開示される場合がある。
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えは、これを認めない（ただし、軽微なもので市が認める場合を除く）。

6 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合、又は指示した事項に違反した場合には提案者を失格とする場合がある。

7 プロポーザルから業務委託開始までのスケジュール

| 月 日 | 内 容 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 5月25日（月曜日）～ | 公募（公告）開始 |
| 5月25日（月曜日）～6月5日（金曜日） | 参加申込み及び質問事項の受付 |
| 5月25日（月曜日）～6月12日（金曜日） | 企画提案書類の受付 |
| 6月22日（月曜日） | 対面審査 ・プレゼン、ヒアリング ・候補者の選定 |
| 7月3日（金曜日）～ | 契約締結及び業務委託開始 |

8 問合せ先及び書類の提出先

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市産業部商工振興課商工班

電話 0186-30-0250

FAX 0186-30-1515

E-Mail shoukou@city.kazuno.lg.jp